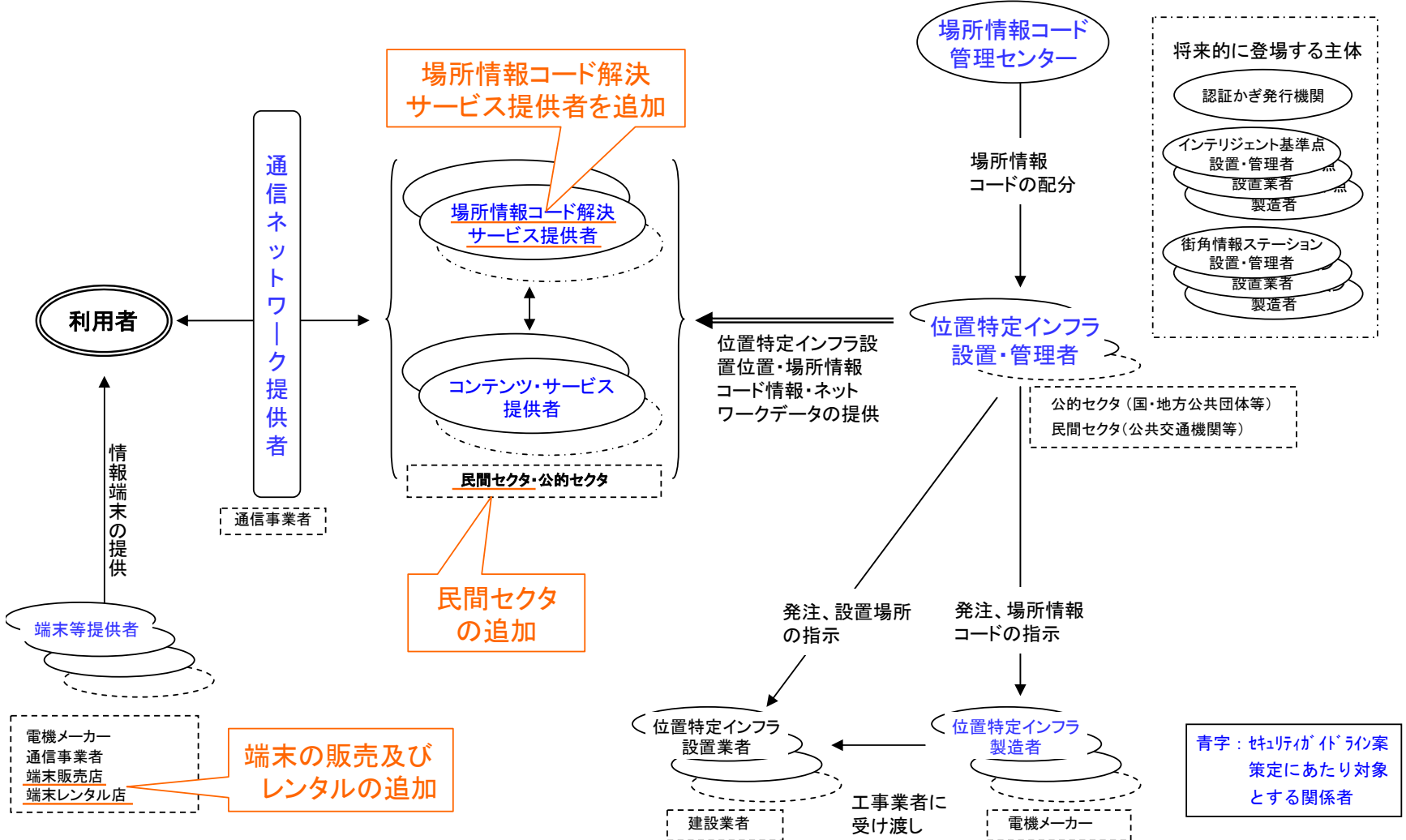


情報セキュリティガイドラインの検討結果

情報セキュリティガイドライン策定の前提条件

「自律移動支援システムに関する情報セキュリティガイドライン」について、平成18年度版をベースとして、関係者の追加や国際標準への対応を図りつつ、平成20年度版を作成



情報セキュリティガイドライン策定の前提条件 (本システム関係者の想定)

◆コンテンツ・サービス提供者として民間セクタが新たに参画

公的セクタがサービスを提供することを想定していたH18年度版では、コンテンツ・サービス提供者に対して大規模な自然災害等においてもサービス提供を継続する義務が課せられていたが、民間事業者に対して当該規定は、過大な負担を求めることとなり、コンテンツ・サービス提供事業参入への障壁となるため、規定を変更。

(H18年度版)

4. コンテンツ・サービス提供者
4. 2. 1計画
(2)コンテンツ・サービス提供者は、大規模な自然災害等の緊急事態が発生した場合にもサービスを継続して提供できるよう、対応計画を整備し、対策を実施すること。



(H20年度版)

4. コンテンツ・サービス提供者
4. 2. 1計画
(2)コンテンツ・サービス提供者は、サービスの内容に応じて、大規模な自然災害等の緊急事態が発生した場合のサービス提供に関する対応計画を整備し、適切な対策を実施することが望ましい。

サービスが正常に実施できない際の補完的サービスの実施について規定。

(新規)

4. コンテンツ・サービス提供者
4. 2. 1計画
(3) コンテンツ・サービス提供者は、サービス提供が正常に実施できないことによって利用者にリスクが顕在化する場合には、サービスの内容に応じて、適切な補完的手段を講じること。

◆運営・利用を通じた、システムトラブルや誤りデータの発見・訂正等

システムのトラブルやデータの誤りについて、コンテンツ・サービス提供者等が自らチェックするとともに、利用者からのトラブルや誤りの通報を関係者間で共有し、活用することによって、自律移動支援システムの信頼性向上、管理コストの低減を図ることとした。

(H18年度版)

4. コンテンツ・サービス提供者
4. 2. 2運用
(5)コンテンツ・サービス提供者は、蓄積、提供する情報の正確性を確保するために、誤り訂正機能の具備や定期的な人為的なチェックの実施等の対策を講じること。



(H20年度版)

4. コンテンツ・サービス提供者
4. 2. 2運用
(5)コンテンツ・サービス提供者は、蓄積、提供する情報の正確性を確保するために、誤り訂正機能の具備や定期的な人為的なチェックの実施等の対策を講じること。**これらの対策や利用者、関係者からの通報により不正確な登録情報、違法情報または有害情報を発見した場合には、直ちに登録情報を訂正等することに努めるとともに、必要に応じて情報に責任のある関係者に通知すること。**

◆リスクコミュニケーションに関する国際標準化動向を反映

ISO31000*におけるリスクコミュニケーション

* 本年10月、国際標準として発効予定

判断の根拠や行動が求められる理由を理解させるため、リスク管理の実施に対し責任のある関係者は、リスクコミュニケーションを実施することが望まれる。

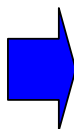
- 内部及び外部のすべての関係者が、リスクを共有化するためにリスクコミュニケーションを図ることが望まれる
- リスク管理のすべてのプロセスについて、早い段階からリスクコミュニケーションを図ることが望まれる

(H18年度版)

基本方針

4. 情報リスク対策の考え方

利用者においても、本システムの利用に伴う情報リスクについて理解した上で利用することを前提とし、関係者は、そのために必要なリスクコミュニケーションに努める。



(H20年度版)

基本方針

4. 情報リスク対策の考え方

利用者においても、本システムの利用に伴う情報リスクについて理解した上で利用することを前提とし、**内部及び外部のすべての関係する者は、情報リスクの対策のすべての段階において、必要なリスクコミュニケーションに努める。**